

別紙

諮問第611号

答 申

1 審査会の結論

「東京都人事委員会議事録」外2件の非開示決定及び「不利益処分についての審査請求に係る審査の委任及び審査方針について」外1件の一部開示決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「開示請求者が（審査）請求人である平成〇年（不）第〇号事件の審査請求において、平成〇年〇月〇日の申し立てから平成〇年〇月〇日付の裁決を行うまでに人事委員会事務局が使用・作成した全ての個人情報」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都人事委員会が行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書

(ア) 趣旨

議事録及び審査方針に係る文書の非開示決定処分を取り消し、これらの保有個人情報を開示請求者である審査請求人に全て開示せよ。

(イ) 理由

実施機関は、条例16条5号及び6号を根拠にこれらの文書を非開示としている。しかし本件請求対象の基の事案である平成〇年（不）第〇号の審査請求において、防犯ビデオの検証の回避や処分者側に偏向した証人尋問等を通じて、厚顔無恥な実施機関が処分者側に有利になるように審議を進め、イカサマ裁決を行ったことは、審査請求人が同審査請求における準備書面等で指摘した事実から明らかである。

よって、実施機関は当該平成〇年（不）第〇号の審査請求手続において、「意思決定の中立性」及び「適正な事務・事業の遂行」を放棄したのだから、これらの規定を根拠に議事録及び審査方針に係る文書を非開示扱いとするのは、都民の理解と批判の下での公正で透明な都政の実現を目指している東京都情報公開条例1条の趣旨に真っ向から反するものであり、失当である。

これより、開示請求者でもある審査請求人は、本件の議事録等に係る非開示決定の処分取消しを求めて、本件審査請求を行うこととした。

イ 意見書

実施機関は理由説明書において、非開示対応の根拠規定として、条例16条5号を挙げている。そして、その根拠として、「率直な意見交換に支障が生じるおそれがある」と主張しているが、それなら発言者の氏名だけ黒塗りにして、開示される意見が誰の発言かが分からないようにすれば済む話である。よって、実施機関の主張は失当である。

また、条例16条5号に該当する根拠として、「人事委員会の適正な権限行使を阻害する」とも主張しているが、審査請求人が本件開示請求を行ったのは、その「人事委員会の適正な権限行使」が行われなかったと考えたからである。実施機関は、平成〇年（不）第〇号の審査請求において、処分者である東京都総務局人事部に偏向した不適切な審査手続を乱発し、これによってイカサマ裁決が下されている。よって、実施機関の主張は自身の偏向イカサマ権限行使を隠蔽するための詭弁であるから、失当である。

さらに、実施機関は理由説明書において、非開示対応の根拠規定として、条例16条6号を挙げている。そして、同規定該当根拠として、「公平・中立性が害される（おそれがある）」と主張しているが、審査請求人が本件開示請求を行った

のは、その「公平・中立性が確保された審査」が行われなかったと考えたからである。実施機関は、平成〇年（不）第〇号の審査請求において、処分者である東京都総務局人事部に偏向した不公正な審査手続を乱発し、これによってイカサマ裁決が下されている。よって、実施機関の主張は自身の偏向イカサマ審査を隠蔽するための詭弁であるから、失当である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 非開示とする文書及びその理由

ア 平成〇年〇月〇日開催の東京都人事委員会議事録中、報告第〇号に係る部分

(ア) 根拠規定

a 条例16条5号該当

議案に係る委員の発言記録を開示することは、委員間の率直な意見交換に支障が生ずるおそれがあり、ひいては東京都人事委員会の意思決定における中立性が損なわれるおそれがある。

b 条例16条6号該当

係属中はもとより裁決後においても審査請求事案に係る審査過程における委員の発言記録を開示することは、裁決までの間の当事者の疑念、批判等を招き、審査の公平及び中立が害され、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 非開示理由

当該文書は、審査請求人への懲戒処分に対する同人からの審査請求を受理したことを東京都人事委員会に報告した際に作成された議事録である。

当該文書には、報告を受けた際に委員が発言した内容が記録されており、これらの発言は当該審査請求事案に係る処分理由、背景、審査請求の理由、関係法令の規定等の確認や審査の進行に関する意見交換に及ぶものである。

当該審査請求事案については既に裁決がなされているものの、委員個々の発

言記録を開示することは、今後の同種の審理において、委員間の率直な意見交換に支障が生ずるおそれがあり、ひいては東京都人事委員会の意思決定における中立性が損なわれるおそれがあることから、条例16条5号に該当する。

また、審査の途中におけるこれらの発言を開示することは、審査手続に対する当事者の憶測や疑念を招くばかりか、裁決後においても審査手続についての疑念が裁決内容の批判に及び、これに起因して委員への干渉を招くなど審査の公平及び中立が害され、公平審査に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に該当する。

イ 不利益処分についての審査請求に係る審査の委任及び審査方針について（平成〇年（不）第〇号事件）（起案文書及び平成〇年〇月〇日東京都人事委員会第〇号議案）

（ア）根拠規定

a 条例16条5号該当

審査請求事案の審査において、審査の委任、争点の整理、証人等の取調べの要否等は、東京都人事委員会の職権において決定される。かかる情報を開示することは、同委員会の適正な権限行使を阻害し、ひいては意思決定における中立性が損なわれるおそれがある。

b 条例16条6号該当

係属中はもとより裁決後においても審査請求事案の進行に係る東京都人事委員会の判断を開示することは、裁決までの間の当事者の疑念、批判等を招き、審査の公平及び中立が害され、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

（イ）非開示理由

当該文書は、当該審査請求事案の口頭審理を実施するに当たり、審理の指揮等を特定の委員に委任することについて、また、当該審査請求事案における争点を設定し、この争点に係る当事者の主張を対比させた上で、その主張を立証するための証人等の取調べが必要か否かを記した審査方針について、東京都人

事委員会として決定するための議案及びそれを委員会へ付議するための起案文書である。

東京都人事委員会における不利益処分についての審査請求の審査は、処分者と処分を受けた職員とを当事者として、双方の主張及び立証を待って行われるが、審査手続の運営は同委員会の職権により行われる。

当該事案の口頭審理を実施するに当たり、当該審査請求事案の争点をどのように設定して主張を対比させるかなど、審査方針をどのように決定するかは、同委員会の職権により決めるべきものである。

また、これを証拠調べについてみると、当事者は証人尋問等の証拠調べを申し出ることができるが（不利益処分についての審査請求に関する規則（平成8年人事委員会規則第6号。以下「審査請求規則」という。）42条1項）、その必要性を判断するのは東京都人事委員会の職権によるのであって、同委員会はその証拠調べが必要でないとする場合は、当該申出を却下することができる（審査請求規則43条）ほか、自ら必要とする証拠調べを当事者の申出がなくても行うこともできる（審査請求規則40条）。そして、これらの決定は審査請求手続において争うことができない（行政不服審査法（平成26年法律第68号）7条1項12号）。

このような審査手続の運営に関する情報を開示することは、審査手続の運営に対する疑念、批判を生じさせ、東京都人事委員会の適正な権限行使を妨げ、ひいては意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、条例16条5号に該当する。

また、審査の途中における審査手続の運営に関する情報を開示することにより、審査方針が口頭審理を実施する時点での方針であるにもかかわらず裁決の内容と比較して当事者に憶測や疑念等を生じさせることは、同委員会への干渉等につながり審査の公平及び中立が害され、今後の同種の審理において、公平審査に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に該当する。

なお、当該文書は、平成28年10月6日付28人委審査第〇号により非開示決定し、審査会に諮問した案件（諮問第576号）に係る対象保有個人情報のうちのひとつと同一である。

本件開示請求においては、平成30年3月8日付答申第431号（諮問第576号にかかる答申）を踏まえた審査庁の裁決に基づき、平成30年3月30日付29人委審査第〇号により、原処分において非開示とした対象保有個人情報のうち、開示すべきとされた部分について追加して開示する決定を本人宛てに通知し、これに伴い、本件非開示決定についても見直しを行い、同様に追加して開示する決定を本人宛てに通知しているところである。

ウ 平成〇年〇月〇日開催の東京都人事委員会議事録中、第〇号議案に係る部分

（ア）根拠規定

a 条例16条5号該当

議案に係る委員の発言記録を開示することは、委員間の率直な意見交換に支障が生ずるおそれがあり、ひいては東京都人事委員会の意思決定における中立性が損なわれるおそれがある。

b 条例16条6号該当

係属中はもとより裁決後においても審査請求事案に係る審査過程における委員の発言記録を開示することは、裁決までの間の当事者の疑念、批判等を招き、審査の公平及び中立が害され、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

（イ）非開示理由

当該文書は、上記イを東京都人事委員会に付議した際に作成された議事録である。

当該文書には審査方針に関する委員の発言した内容が記録されており、これを開示することは、今後の同種の審理において、委員間の率直な意見交換に支障が生ずるおそれがあり、ひいては東京都人事委員会の意思決定における中立性が損なわれるおそれがあることから、条例16条5号に該当する。

また、審査の途中におけるこれらの発言を開示することは、審査手続に対する当事者の憶測や疑念を招くばかりか、裁決後においても審査手続についての疑念が裁決内容の批判に及び、審査の公平及び中立が害され、公平審査に係る

事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に該当する。

エ 不利益処分についての審査請求について（起案文書及び平成〇年〇月〇日人事委員会第〇号議案）

（ア）根拠規定

a 条例16条5号該当

審査請求事案の裁決案を決定するに当たっての審議に関する情報であって、これを開示することは、東京都人事委員会における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

b 条例16条6号該当

審査請求事案の裁決案を決定するに当たっての手法及び東京都人事委員会の判断等を開示することは、裁決に対する当事者の疑念、批判等を招き、審査の公平及び中立が害され、公平審査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

（イ）非開示理由

東京都人事委員会は、必要な審査を終えたと認めるときは、審査手続を終結し、その結果に基づき、裁決を行うものであり（審査請求規則68条）、当該文書は、審査請求事案についての裁決案を同委員会として決定するための議案及びそれを同委員会へ付議するための起案文書である。

裁決案を決定するに当たっての審議に関する情報について、これを開示することは、同委員会における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから条例16条5号に該当する。

また、当該審査請求事案の裁決案の審議過程に関する情報を開示することにより、決定後の裁決の内容と比較して当事者に憶測や疑念等を生じさせることは、同委員会への干渉等につながり審査の公平及び中立が害され、公平審査に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に該当する。

上記の理由により当該文書については非開示決定としたものであるが、上記イの文書の一部開示決定に伴って当該文書についても見直しを行い、平成30年3月30日付けで追加して開示する決定を本人宛てに通知しているところである。

オ 平成〇年〇月〇日開催の東京都人事委員会議事録中、第〇号議案に係る部分

(ア) 根拠規定

a 条例16条5号該当

議案に係る委員の発言記録を開示することは、委員間の率直な意見交換に支障が生ずるおそれがあり、ひいては東京都人事委員会の意思決定における中立性が損なわれるおそれがある。

b 条例16条6号該当

係属中はもとより裁決後においても審査請求事案に係る審査過程における委員の発言記録を開示することは、裁決に対する当事者の疑念、批判等を招き、審査の公平及び中立が害され、事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 非開示理由

当該文書は、上記エを東京都人事委員会に付議した際に作成された議事録である。

当該文書には裁決案に関する委員の発言した内容が記録されており、これを開示することは、今後の同種の審理において、委員間の率直な意見交換に支障が生ずるおそれがあり、ひいては同委員会の意思決定における中立性が損なわれるおそれがあることから、条例16条5号に該当する。

また、審査の途中におけるこれらの発言を開示することは、審査手続に対する当事者の憶測や疑念を招くばかりか、裁決後においても審査手続についての疑念が裁決内容の批判に及び、審査の公平及び中立が害され、公平審査に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に該当する。

(2) 東京都人事委員会の見解

人事委員会は、職員からの不利益処分についての審査請求があった場合には、裁判に類似した手続により裁決を行う準司法的機関であり、審査請求規則に則り、処分者（任命権者）と処分を受けた職員との公平を旨として審査は実施され、双方の主張及び証拠の申出は相手方に開示されるほか、職員の要求があれば公開で口頭審理を行い、手続の透明性を確保している（審査請求規則32条2項、42条4項及び26条1項参照）。

審査請求人が開示を求める情報は、上記とは異なり、審査の過程において作成された審査手続の進行等その運営に係るものである。証拠の採否、裁決案の決定に係る審議等の審査手続の運営自体は、同委員会の職権により判断されるものであり、それらに係る情報を開示することは、同委員会による適正な職権行使を妨げ、ひいては裁決の公正性を損なうおそれのあるものであるから、審査請求人の主張は認められず、上記については開示すべきではないと考えている。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年12月27日	諮問
平成30年 8月31日	実施機関から理由説明書收受
平成30年12月12日	審査請求人から意見書收受
平成31年 1月24日	新規概要説明（第191回第二部会）
平成31年 2月22日	審議（第192回第二部会）
令和 元年 5月10日	審議（第193回第二部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審査会の審議について

審査請求人は、本件開示請求と同時に関連する2件の開示請求を行い、それらに対し実施機関が行った不存在を理由とする非開示決定処分についても、審査請求を行った（以下、当該審査請求に係る諮問を「諮問第614号」及び「諮問第615号」という。）。

本件諮問第611号並びに諮問第614号及び第615号については、審査請求人及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会はこれらを併せて審議することとした。

イ 地方公務員法に定める不利益処分に関する審査請求

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）は、29条1項で職員に対する懲戒処分の定めを置き、49条で「任命権者は、職員に対し、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を行う場合においては、その際、その職員に対し処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。」と規定した上で、49条の2第1項において「前条第1項に規定する処分を受けた職員は、人事委員会又は公平委員会に対してのみ審査請求をすることができる。」と規定している。

実施機関である東京都人事委員会は、法51条に基づき、法49条の2第1項に規定する審査請求に関し必要な事項を定めるものとして審査請求規則を定め、これにより審査請求に係る審査を行っている。

ウ 本件対象保有個人情報及び審査会の審議事項について

本件開示請求は、審査請求人が自身の受けた懲戒処分について東京都人事委員会に対して行った審査請求（以下「別件審査請求」という。）の審査手続に係る資料を求めるものである。

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、実施機関が本件開示請求に係る対象

保有個人情報として特定した情報のうち、別表1に掲げる本件対象保有個人情報1から5までである。実施機関はこれらについて、条例16条5号及び6号に該当するとして非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）を行った。

また、実施機関は、平成30年3月30日付保有個人情報一部開示決定通知書において、本件非開示決定における非開示部分の一部を開示する処分変更を行っている。

審査請求人は、審査請求書において、非開示決定の取消しを求めていることから、審査会は、処分変更を行った後もなお非開示とされている部分について、別表2のとおり本件非開示情報1から5までに分類した上で、それぞれの非開示妥当性について判断する。

エ 条例の定めについて

条例16条5号は、「都の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

オ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1、3及び5について

実施機関の説明によると、本件対象保有個人情報1は、審査請求人から自身への懲戒処分に対する審査請求書を受理したことを東京都人事委員会会議で報告した際に作成された議事録であり、本件対象保有個人情報3は、別件審査請求に係る審査の委任及び審査方針について、本件対象保有個人情報5は、別件審査請求に係る裁決案について、それぞれを東京都人事委員会会議に付議した

際に作成された議事録であるとのことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、別件審査請求の受理に係る報告を受けた際に東京都人事委員会委員が発言した内容が、本件非開示情報3には、審査方針に関して同委員が発言した内容が、本件非開示情報5には、裁決案に関して同委員が表明した意見が、それぞれ記録されている。

実施機関に確認したところ、本件非開示情報1、3及び5に係る東京都人事委員会会議は非公開で開催されたとのことであり、委員は非公開であることを前提に自由かつ率直な意見表明を行ったものであると解される。

このような委員の発言内容を開示することによって、今後の同種の会議において、関係者等からの反応を意識するあまり委員が発言に慎重になるなど、会議における率直な意見交換に支障を来し、また、その結果として東京都人事委員会の意思決定における中立性が損なわれるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報1、3及び5は、条例16条5号に該当し、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

実施機関の説明によると、本件対象保有個人情報2は、別件審査請求の口頭審理を実施するに際して審理の指揮等を特定の委員へ委任すること並びに別件審査請求の争点に係る当事者の主張及びそれぞれの主張を立証するための証人の取調べの要否について記した審査方針を決定するための起案文書であるとのことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、審査の委任及び審査方針に係る詳細な内容が記載されていることを確認した。

実施機関の説明によると、証拠調べについては、審査請求規則40条で「人事委員会は、証人を尋問し、文書の証拠調べをし、その他必要と認める証拠調べをすることができる。」と規定し、審査請求規則42条で「当事者は、書証、証人尋問及び当事者本人尋問の申出をすることができる。」と規定する一方、審査請求規則43条で「人事委員会は、前条第1項の申出が・・・又はその証拠調べが必要でないと認める場合は、当該申出を却下することができる。」と規定している。これらに見られるように法49条の2第1項に規定する不利益処分に対する

審査請求については、東京都人事委員会が決定する個々の審査方針により審査が行われる。

このような審査方針等に関する情報を開示することにより、東京都人事委員会が行う審査手続の運営に対する干渉や圧力を招くことが想定され、東京都人事委員会の適切な権限行使を妨げ、ひいては意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報2は、条例16条5号に該当し、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報4について

実施機関の説明によると、本件対象保有個人情報4は、別件審査請求の裁決案を決定するための起案文書であるとのことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報4には、裁決案及び審議に関する詳細な内容が記載されていることを確認した。

実施機関の説明によると、裁決については、審査請求規則68条において「必要な審査を終えたと認めるときは、審査手続を終結し、その結果に基づき…裁決を行うものとする。」と規定しており、本件非開示情報4は、裁決案を決定する際の会議に係る情報であるとのことである。

このような裁決案及び審議に関する情報を開示することにより、同委員会における率直な意見交換に支障を来し、また、その結果として意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められる。

よって、本件非開示情報4は、条例16条5号に該当し、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表1 本件対象保有個人情報

	本件対象保有個人情報
1	東京都人事委員会議事録（平成〇年〇月〇日）中、報告第〇号に係る部分
2	不利益処分についての審査請求に係る審査の委任及び審査方針について（平成〇年（不）第〇号事件。平成〇年〇月〇日人事委員会第〇号議案。起案文書を含む。）
3	東京都人事委員会議事録（平成〇年〇月〇日）中、第〇号議案に係る部分
4	不利益処分についての審査請求について（平成〇年〇月〇日人事委員会第〇号議案。起案文書を含む。）
5	東京都人事委員会議事録（平成〇年〇月〇日）中、第〇号議案に係る部分

別表2 本件非開示情報

本件 非開示情報	本件対象 保有個人情報	非開示部分
1	1	全て
2	2	不利益処分についての審査請求に係る審査の委任及び審査方針について（平成〇年（不）第〇号事件。平成〇年〇月〇日人事委員会第〇号議案）議案2ページ目以降
3	3	全て
4	4	不利益処分についての審査請求について（平成〇年〇月〇日人事委員会第〇号議案）議案2ページ目以降
5	5	全て